

公立大学法人長野大学の財務諸表の承認手続きについて(案)

平成30年 4月 日
上田市公立大学法人評価委員会

1 財務諸表承認に係る基本的事項

地方独立行政法人法等の関係法令の規定に基づく、財務諸表の承認に関する基本的な事項は以下のとおりである。

法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に上田市長に提出し、その承認を受けなければならない。

~~市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

法改正により、意見聴取不要となる。

財務諸表は、根拠法令に則って作成及び提出をする。

市民・地域・産業界・学生・保護者・卒業生・高校生など地域社会に対し、法人の会計情報を明らかにする。

以上を踏まえ、市長が行う財務諸表の承認は、次の観点から行う。

(1) 合規性の遵守

地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成・提出がなされているか。

(2) 表示内容の適正性

財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準の適合等の観点から適正なものとなっているか。

2 財務諸表承認に当たって確認する内容

(1) 合規性の遵守

a 提出期限は遵守されたか(6月末日)

b 必要書類は全て提出されたか。

財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に
関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書)

決算報告書

事業報告書

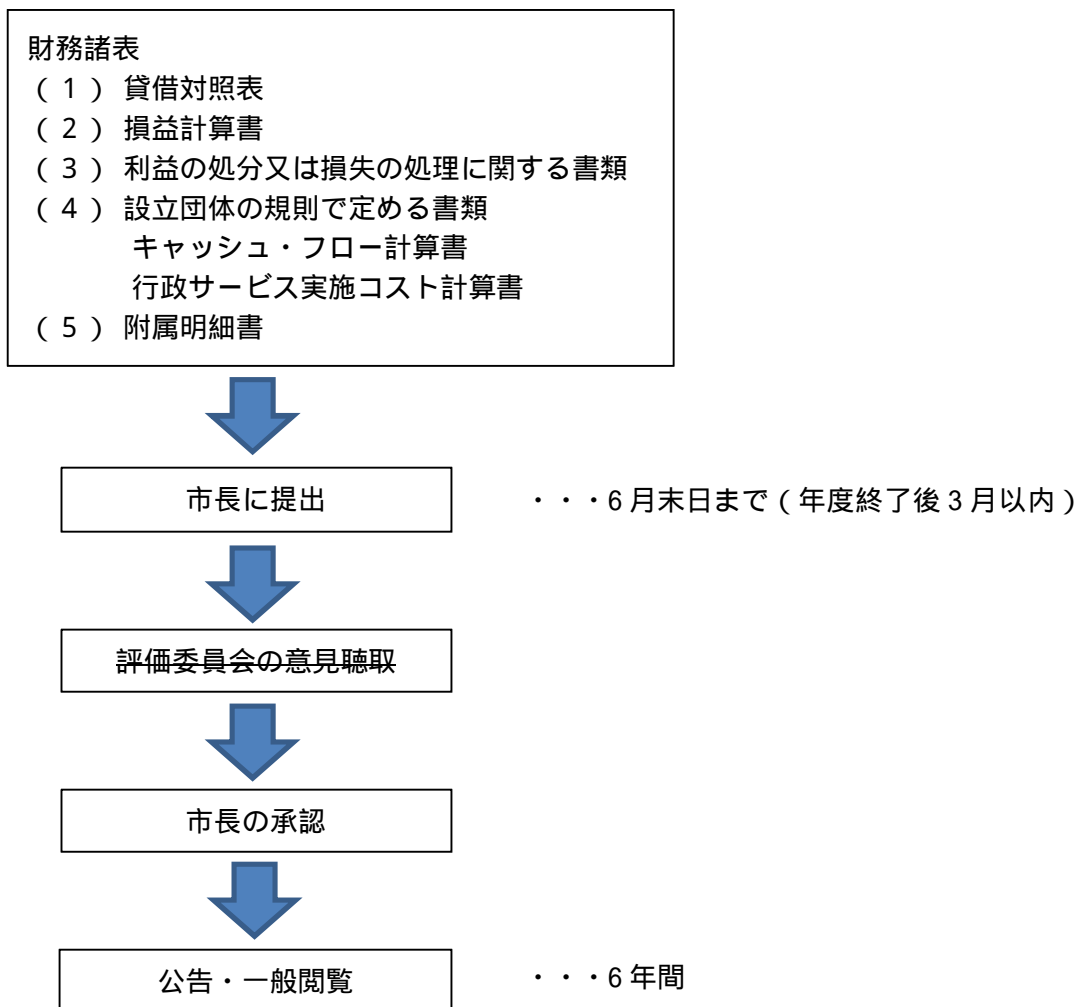
監査報告

c 監事の意見に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

- a 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏は無いか。
- b 計数は整合しているか。
- c 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間等）における計数の整合が取れているか。
- d 市から交付された運営費交付金に係る会計処理は適正か。

3 財務諸表承認手続きの流れ



《参考》

○地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

公立大学法人長野大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (H30.3 改正予定)

(財務諸表)

第 9 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成 16 年総務省告示第 221 号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第 10 条 法第 34 条第 3 項の規則で定める期間は、6 年間とする。